(財)日本建築防災協会

一般診断法における接合部Ⅲ、Ⅳについて

まず、一般診断法は原則として、非破壊の検査に基づき、補強の要否を確認するための診断法として位置づけられており、最終的な補強の要否や補強後の耐震性の確認については精密診断法をお勧めしているところです。

一般診断法における接合部レベルの評価は､原則として建物全体として評価することとしており、接合部Ⅰ～Ⅳとして評価することとしております。

接合部Ⅲとは、柱頭柱脚接合部の仕様が､「ほぞ差し、釘打ち、かすがい等（構面の両端が通し柱の場合)」としており、この構面の両端が通し柱ということは、前段により、建物の隅が全て通し柱であった場合、その建物は全体として接合部Ⅲと評価して良いこととなります。(図Ａ)。そうで無い場合は建物全体として接合部Ⅳとして評価することとなります。(例えば、平面が正方形の建物で、四隅全てが通し柱の総２階建ての住宅が接合部Ⅲにあたり、実際の現場においては例の多くない建物となります。)

上記が原則の考え方となりますが、一般診断法を補強後の耐震性の確認に用いられることが多くなっている状況や、補強後の壁の性能を正しく評価することが出来ない（接合部が弱いままだと、壁を強くしても耐力評価は小さくなってしまう）ということがあり、原則としている建物全体で接合部を評価するのではなく、構面別に評価すること（上階が載っている構面で通し柱に挟まれた区間を接合部Ⅲと評価する（図Ｂ))、さらに細かく、柱から柱までの接合部の評価をすること（上階が載っている構面の壁で､両側の柱または延長線上の柱が通し柱である壁を接合部Ⅲと評価する(図Ｃ)）を診断法上で妨げるものではありません。この考え方に準じて補強後の耐震性について一般診断法を用いて確認する場合には、現況診断時からこの考えを適用することをお勧めします。

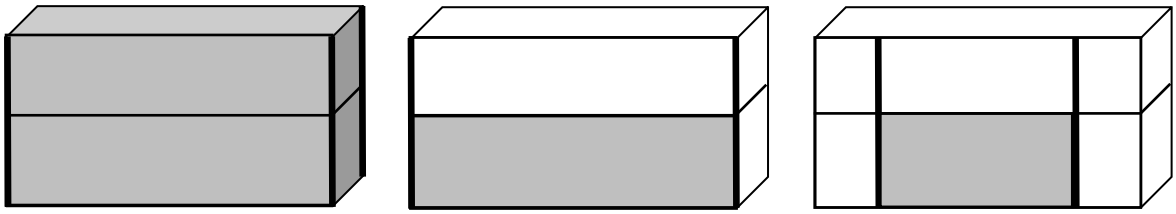

図Ａ
四隅が通し柱
建物全体で接合部Ⅲ

図Ｂ
通し柱に挟まれた構面
を接合部Ⅲ

図Ｃ
通し柱に挟まれた区間
の壁を接合部Ⅲ